

令和6年度 総 会 議 案

札幌市民憲章

前章 わたしたちは、時計台の鐘になる札幌の市民です。

1章 元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。

2章 空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。

3章 きまりをよくもり、住みよいまちにしましょう。

4章 未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。

5章 世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。



札幌市民憲章推進会議

- (1) 議案第 1 号 令和 5 年度 事業報告
- (2) 議案第 2 号 令和 5 年度 周年記念行事等特別会計事業報告
- (3) 議案第 3 号 令和 5 年度 一般会計歳入歳出決算報告
- (4) 議案第 4 号 令和 5 年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出決算報告
- (5) 報告第 1 号 令和 5 年度 監査報告
- (6) 議案第 5 号 令和 6 年度 事業計画（案）
- (7) 議案第 6 号 令和 6 年度 一般会計歳入歳出予算（案）
- (8) 議案第 7 号 令和 6 年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出予算（案）

< 参考資料 >

札幌市民憲章推進会議役員名簿

札幌市民憲章推進会議構成団体名簿

札幌市民憲章推進会議会則

令和 5 年度事業報告（一般会計）

札幌市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、札幌市民憲章の普及と実践活動のための事業推進に努めた。

1 花壇への花苗の植込み支援

札幌市民憲章第 2 章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、地域住民により行われる市内の街区公園等に設置している札幌市民憲章花壇（札幌市民憲章制定 20 周年記念花壇 5 か所及び五輪花壇 1 か所）への花苗の植込み作業を支援している。

令和 5 年度においては、植込みが行われた 6 か所の地域団体に対し、交付金又は花苗等の現物の提供を行った。（事業費 161, 160 円）

花壇	所在地等	支援内容
札幌市民憲章制定 20 周年記念花壇	北 27 条公園通り （北区北 26 条西 6 丁目）	植込みを実施する地域団体に対し交付金を支給（20, 000 円×5 団体）
	やなぎ公園 （白石区平和通 5 丁目北）	
	発寒河畔公園 （西区琴似 4 条 3 丁目）	
	元町公園 （東区北 22 条東 19 丁目）	
	真栄みつば公園 （清田区真栄 5 条 4 丁目）	
五輪花壇	東 7 丁目緑地 （中央区北 1 条東 7 丁目）	花苗・土・肥料を現物提供 （61, 160 円）



2 札幌市民憲章実践者の表彰

地域・職域において、率先して札幌市民憲章を普及し、札幌市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する制度。例年、札幌市民憲章が制定された 11 月に表彰式を実施している。

令和 5 年度は、令和 5 年 11 月 29 日（水）に開催した「札幌市民憲章制定 60 周年記念式典」の中で表彰式を開催し、下表の 11 団体・5 個人を表彰した。（事業費 162,376 円）

	被表彰者（五十音順）	推薦者
団体	アカシア子ども会	幌西地区第 9 分区町内会
	厚別西地区交通安全母の会	厚別西町内会連合会
	小野幌くりの木公園ラジオ体操同好会	厚別東町内会連合会
	札幌市赤十字奉仕団 山鼻分団	札幌市赤十字奉仕団
	札幌市立屯田北中学校	札幌市中学校長会
	市立札幌みなみの杜高等支援学校	札幌市立高等学校・特別支援学校長会
	信濃小学校親父の会	厚別中央町内会連合会
	親和第一町内会 ラタ坊&チョボラ隊	栄西連合町内会
	八軒中央納涼まつり実行委員会	八軒中央連合町内会
	一般社団法人 北海道警友会 札幌南支部	真駒内地区連合会
	藻岩下第 6 町内会	藻岩下地区連合会
個人	小塚 渉	公益社団法人 北海道鍼灸柔整マッサージ師会
	長井 優直	札幌市商店街振興組合連合会
	畠山 准一	札幌市商店街振興組合連合会
	平野 幾子	芸術の森地区連合会
	吉田 恵子	公益社団法人心の里親会・奨学会



3 「北 1 条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

札幌市民憲章第 2 章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、北 1 条通沿い（西 1 丁目～西 14 丁目）において実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北 1 条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加した。（事業費 0 円）

実施日	参加団体数	参加者数
令和 5 年 6 月 30 日（金）	105 団体	約 970 人
令和 5 年 10 月 25 日（水）	85 団体	約 760 人



4 「ミニさっぽろ 2023」の共催

「ミニさっぽろ」は、子どもたちが職業体験や消費体験を通して、社会の仕組みを学んでいくとともに、自分たちの暮らす街を自分たちで責任を持ってつくっていく市民自治の意識を育てるイベントであり、当会議は、札幌市、札幌商工会議所、さっぽろ青少年女性活動協会などとともに、ミニさっぽろ実行委員として会に参画し、ミニさっぽろの開催を支援するとともに、子どもへの札幌市民憲章の普及啓発を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年の開催以来 4 年ぶりに開催した「ミニさっぽろ 2023」では、負担金を支出して開催を支援したほか、参加した子どもたち全員に配布された仕事情報誌（アルキタ）内において、札幌市民憲章や札幌市民憲章制定 60 周年を契機として新たに作成したロゴマークを掲載し、札幌市民憲章の周知・啓発を図った。（負担金 100,000 円）

「ミニさっぽろ 2023」概要

(1) 主催

ミニさっぽろ 2023 実行委員会

(2) 開催日時

令和 5 年 9 月 30 日（土）～10 月 1 日（日）9 時～17 時

(3) 会場

アクセスサッポロ（白石区流通センター 4 丁目 3-55）

(4) 対象者

札幌市内及び近郊の小学校 3・4 年生



5 各団体への協賛

(1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛

この法人は、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的として「小さな親切」の心を育てる活動を行っている法人であり、実践者を表彰する「小さな親切実行章」、作文コンクール、ごみ拾い運動などの事業を行っている。

当会議では、この法人の賛助会員となっており、賛助会費の支払いを通して、札幌市民憲章の理念の推進に資するこの法人の活動を支援している。(賛助会費 10,000 円)

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

この法人は、「すべての子らに母の愛情を」の理念の下、児童養護施設で生活する子供を対象に、文通による精神的支援をはじめ、様々な支援活動を行っている。

当会議では、この法人が行っている「児童養護施設の児童絵画・書道展」及び「児童養護施設の作文コンクール」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行っており、同賞において授与する賞状と盾を贈呈した。(事業費 7,161 円)

令和 5 年度事業報告（周年記念行事等特別会計）

令和 5 年 11 月 3 日（金）に札幌市民憲章が制定 60 周年を迎えたことから、これを記念して令和 5 年度においては、以下のとおり札幌市民憲章制定 60 周年記念事業を実施した。

1 インスタグラムフォトコンテストの開催

(1) 概要

札幌市民憲章（1 章～5 章）の内容に沿った写真を SNS（インスタグラム）を活用して募集。入賞作品は令和 5 年 11 月 29 日に開催した「札幌市民憲章制定 60 周年記念式典」の中で紹介したほか、入賞者には協賛企業や札幌市から提供いただいた商品やグッズを事務局から贈呈した。（事業費 477,240 円）

(2) 募集期間

令和 5 年 7 月 21 日（金）～令和 5 年 9 月 21 日（木）

(3) 応募総数

879 作品

(4) 協賛・協力企業（50 音順。敬称略。）

○株式会社アド・ビューロー岩泉

○株式会社コジマ

○西山製麺株式会社

○北海道コカ・コーラボトリング株式会社

○イオン北海道株式会社

○株式会社セコマ

○パーソルテンプスタッフ株式会社

○株式会社HYK

<以下、入賞作品（一部）>



2 札幌市民憲章ロゴマーク、ポスター及びリーフレットの作成

札幌市民憲章の更なる周知・啓発を図るため、札幌市立大学デザイン学部の協力のもと、札幌市民憲章のロゴマーク、ポスター及びリーフレットを作成。作成したポスターやリーフレットは、札幌市小学校校長会や札幌市教育委員会と連携し、市立学校に周知・活用を依頼したほか、札幌市と連携して各区役所や図書館にて掲示・配架を行った。（※札幌市立白楊小学校（北区）では、4 年生社会科の授業でリーフレットを活用し、併せて札幌市民憲章の唱和を実施。）（事業費 99,800 円）



3 札幌市民憲章制定 60 周年記念式典の開催

(1) 概要

札幌市民憲章の制定月である 11 月に、札幌時計台ホールにて記念式典を実施。式典では、札幌市民憲章実践者表彰式を執り行ったほか、児童・生徒による記念ステージ（演奏・合唱）の場を創設した。（事業費 193,516 円）

(2) 開催日時・会場

令和 5 年 11 月 29 日（水）18：30～20：00

(3) 式典次第

ア 開会

イ 札幌市民憲章唱和

ウ 式辞（札幌市民憲章推進会議議長 松平 英明）

エ 札幌市長挨拶（札幌市長 秋元 克広）

オ 祝辞（札幌市議会議長 飯島 弘之）

カ インスタグラムフォトコンテスト受賞作品発表

キ 札幌市民憲章実践者表彰式

ク 記念ステージ

ケ 閉会

(4) 参加人数

約 100 名

(5) 開催協力（敬称略。）

○札幌市時計台

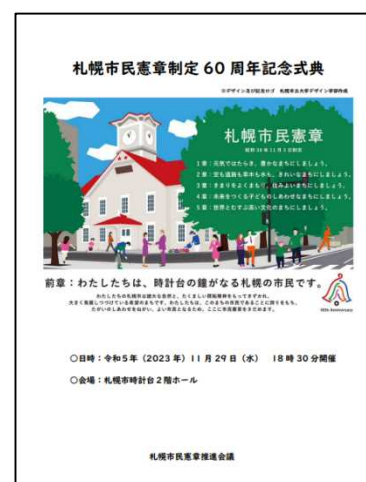
○平岡中央小学校・月寒東小学校合唱団

○北白石中学校吹奏楽部

○白石中学校吹奏楽部

○株式会社リライズ

<以下、式典の様子>



4 札幌市民憲章普及啓発動画の作成

札幌市民憲章の更なる普及・啓発を図ることを目的として、札幌市広報課及び「札幌よしもと（株式会社よしもとエリアアクション）」の協力のもと、札幌よしもとの芸人さんが札幌市民憲章（1章～5章）を紹介するショート動画を作成。作成した動画については、札幌市公式 SNS（Youtube・Twitter）などを活用し公開した。（事業費 99,330 円）



令和5年度 一般会計歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 会 費	460,000	441,560	△ 18,440	賛助会費(個人86口、団体399口)
2 交 付 金	67,000	67,000	0	札幌市からの交付金
3 繰 越 金	722,962	722,962	0	令和4年度からの繰越金
4 雑 入	0	1	1	預金利息等
合 計	1,249,962	1,231,523	△ 18,439	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事 業 費	597,000	509,701	△ 87,299	
1 会 議 費	40,000	69,004	29,004	総会・常任委員会等 ※書面表決用はがき購入費用等
2 推進活動費	557,000	440,697	△ 116,303	推進活動費 323,536
				花壇植込 161,160
				普及啓発費 0
				実践優良者表彰関係費 162,376
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				負担金補助及び交付金 117,161
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展負担金 } 7,161
				心の里親会作文コンクール負担金 }
				ミニさっぽろ2023負担金 100,000
2 事 務 局 費	30,000	11,888	△ 18,112	事務費、振込手数料等
3 予 備 費	622,962	0	△ 622,962	
4 繰 越 金	0	709,934	709,934	令和6年度への繰越金
合 計	1,249,962	1,231,523	△ 18,439	

令和5年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事業収入	0	0	0	
2 繰越金	1,652,615	1,652,615	0	令和4年度からの繰越金
3 雑入	10	13	3	預金利息等
合 計	1,652,625	1,652,628	3	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事業費	900,000	869,886	△ 30,114	
(1) 札幌市民憲章板補修費	200,000	0	△ 200,000	市民憲章板補修なし
(2) 60周年記念事業費	700,000	869,886	169,886	【内訳】 ①インスタグラムフォトコンテスト 477,240 ②ロゴ、ポスター及びリーフレット 99,800 ③札幌市民憲章制定60周年記念式典 193,516 ④札幌市民憲章普及啓発動画 99,330
2 予備費	300,000	0	△ 300,000	事務費（資料作成、ポスター印刷等）
3 繰越金	452,625	782,742	330,117	令和6年度への繰越金
合 計	1,652,625	1,652,628	3	

令和5年度 監査報告

札幌市民憲章推進会議の令和5年度歳入歳出決算について、関係帳簿、関係証ひょう書類等を照合・監査の結果、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和 6 年 6 月 10 日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

泉 善行 

令和 6 年 6 月 10 日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

千葉一博 

令和 6 年度一般会計事業計画(案) (一般会計・特別会計)

札幌市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、札幌市民憲章の普及と実践活動のための事業を推進する。

1 札幌市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して札幌市民憲章を普及し、札幌市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する。[令和 6 年 11 月実施予定]

2 「ミニさっぽろ 2024」の共催

令和 6 年度に開催予定の「ミニさっぽろ 2024」において、札幌市民憲章の普及・啓発に効果的な事業を行う。(子ども未来局や公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会と連携事業について調整中。)[令和 6 年 10 月 5 日、6 日実施予定]

3 「北 1 条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

北 1 条通沿い(西 1 丁目～西 14 丁目)において実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北 1 条通オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加する。[令和 6 年 6 月 28 日(金)及び令和 6 年 9 月頃実施予定]

4 花壇への花苗の植込み支援

札幌市民憲章花壇(札幌市民憲章制定 20 周年記念花壇 5 か所及び五輪花壇 1 か所)に花苗の植込みを行う地域団体に対して、交付金又は花苗等の現物の提供を行う。

5 札幌市民憲章普及啓発事業の実施

これまで実施してきたパネル展やデジタルサイネージへの PR 映像の放映等の方法により、札幌市民憲章を広く市民に普及・啓発するための取組を行う。[実施時期未定]

6 各団体への協賛

- (1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛
賛助会員としての協賛を継続する。

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

当該法人が実施する事業「児童養護施設の児童絵画・書道展」及び「児童養護施設の作文コンクール」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行い、同賞において授与する賞状 3 枚と盾 3 基を提供する。

7 屋外市民憲章板の補修（周年記念行事等特別会計事業による事業）

市内 6 か所の市民憲章制定 20 周年記念花壇等に設置されている市民憲章板について、必要に応じて補修作業等を実施する。[必要に応じて随時実施]

令和 6 年度 一般会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	令和5年度 予算額(A)	令和6年度 予算額(B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 会 費	460,000	450,000	△ 10,000	・賛助会費
2 交 付 金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰 越 金	722,962	709,934	△ 13,028	・令和5年度からの繰越金
4 雑 入	0	0	0	・預金利息等
合 計	1,249,962	1,226,934	△ 23,028	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	令和5年度 予算額(A)	令和6年度 予算額(B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事 業 費	597,000	607,000	10,000	
1 会 議 費	40,000	70,000	30,000	・総会・常任委員会等 ※書面表決用はがき購入費用等
2 推進活動費	557,000	537,000	△ 20,000	・推進活動費 420,000
				花壇植込 165,000 普及啓発費 90,000 実践優良者表彰関係費 165,000 セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				・負担金補助及び交付金 117,000
				小さな親切運動負担金 10,000 心の里親会児童絵画・書道展負担金 5,000 心の里親会作文コンクール負担金 2,000 ミニさっぽろ負担金 100,000
2 事 務 局 費	30,000	20,000	△ 10,000	・事務費(振込手数料等)
3 予 備 費	622,962	599,934	△ 23,028	・市民憲章板補修費等
合 計	1,249,962	1,226,934	△ 23,028	

令和6年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位：円)

科 目	令和5年度 予算額(A)	令和6年度 予算額(B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事業収入	0	0	0	
2 繰越金	1,652,615	782,742	△ 869,873	・ 令和5年度からの繰越金
3 雑入	10	10	0	・ 預金利息等
合 計	1,652,625	782,752	△ 869,873	

【歳出の部】

(単位：円)

科 目	令和5年度 予算額(A)	令和6年度 予算額(B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事業費	900,000	200,000	△ 700,000	・ 市民憲章板補修
2 予備費	300,000	100,000	△ 200,000	・ 事務費（資料作成等）
3 繰越金	452,625	482,752	30,127	・ 令和7年度への繰越金
合 計	1,652,625	782,752	△ 869,873	

參考資料

札幌市民憲章推進会議 役員名簿

(敬称略)

役職名	団 体 名	職 名	氏 名
議 長			松平 英明
副議長	札幌商工会議所	会頭	岩田 圭剛
〃	札幌市立高等学校・特別支援学校長会	会長	矢田 春義
〃	北海道放送株式会社	代表取締役社長	勝田 直樹
〃	札幌市議会	議長	飯島 弘之
常任委員長	特定非営利活動法人さっぽろ時計台の会	会長	谷 征輝
常任副委員長	札幌市PTA協議会	会長	高原 周作
常任委員	株式会社エフエム北海道	代表取締役社長	近藤 浩
〃	札幌交通安全連合会	会長	木村 輝美
〃	一般社団法人札幌市医師会	事務局長	山本 裕之
〃	札幌市学校教護協会	理事長	大道 弘孝
〃	一般社団法人札幌歯科医師会	事務局長	平田 学
〃	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	常務理事	高埴 則嗣
〃	札幌市赤十字奉仕団	委員長	横堀 道子
〃	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	常務理事	長澤 茂嗣
〃	札幌市中学校長会	会長	秀島 起也
〃	札幌市仏教連合会	会長	田中 清元
〃	一般社団法人札幌青年会議所	理事長	佐藤 昂紀
〃	札幌地区防犯協会連合会	会 長	山内 睦夫
〃	札幌テレビ放送株式会社	代表取締役社長	井上 健
〃	一般社団法人札幌薬剤師会	事務局長	長谷川 敏郎
〃	株式会社ジェイコム札幌	代表取締役社長	寺尾 弘一
〃	日本放送協会札幌放送局	局 長	出田 恵三
〃	北海道高等学校長協会石狩支部	石狩支部長	須藤 克志
〃	株式会社北海道新聞社	代表取締役会長	宮口 宏夫
〃	北海道テレビ放送株式会社	代表取締役社長	寺内 達郎
〃	北海道文化放送株式会社	代表取締役社長	鶴井 亨
〃	毎日新聞社北海道支社	支社長	草野 和彦
〃	札幌市教育委員会	教育委員	阿部 夕子
〃	札幌市教育委員会	教育長	山根 直樹
〃	札 幌 市	市民文化局長	前田 真子
〃	札 幌 市	中央区長	中川 雅己
〃	札 幌 市	北区長	佐藤 伸二
〃	札 幌 市	東区長	中澤 伸之
〃	札 幌 市	白石区長	竹村 真一
〃	札 幌 市	厚別区長	前田 明寿
〃	札 幌 市	豊平区長	石川 義浩
〃	札 幌 市	清田区長	知野 学
〃	札 幌 市	南区長	大谷 聡美
〃	札 幌 市	西区長	村上 文章
〃	札 幌 市	手稲区長	高久 政行
監査委員	一般社団法人札幌観光協会	専務理事	泉 善行
〃	札幌市小学校長会	会 長	千葉 一博

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団 体 名
札幌ライオンズクラブ
札幌中央ライオンズクラブ
札幌エルムライオンズクラブ
札幌アカシヤライオンズクラブ
札幌ポプラライオンズクラブ
札幌ライラックライオンズクラブ
札幌もいわライオンズクラブ
札幌クラークライオンズクラブ
札幌まるやまライオンズクラブ
札幌はまなすライオンズクラブ
札幌時計台ライオンズクラブ
札幌リバティライオンズクラブ
札幌しらかばライオンズクラブ
札幌新星ライオンズクラブ
札幌ロータリークラブ
札幌東ロータリークラブ
札幌南ロータリークラブ
札幌西ロータリークラブ
札幌幌南ロータリークラブ
札幌手稲ロータリークラブ
札幌北ロータリークラブ
札幌真駒内ロータリークラブ
札幌西北ロータリークラブ
北海道大学
北海道教育大学
札幌医科大学
北海学園大学
北星学園大学
藤女子大学
札幌大学
天使大学

団 体 名
札幌大谷大学
北翔大学
日本経済新聞社札幌支社
共同通信社札幌支社
時事通信社札幌支社
札幌姉妹都市協会
一般財団法人 札幌市スポーツ協会
札幌市芸術文化財団
札幌国際プラザ
北海道肢体不自由児者福祉連合協会
札幌市文化財保護審議会
札幌市スポーツ推進委員会
札幌貿易協会
札幌市商店街振興組合連合会
定山溪観光協会
信金中央金庫北海道支店
札幌卸商連盟
札幌市農業協同組合
交通道德協会札幌支部
札幌ハイヤー協会
札幌地区トラック協会
北海道神社庁 札幌支部
カトリック札幌司教区
生長の家札幌教化部
創価学会
天理教北海道教務支庁
北海道YMCA
札幌YWCA
札幌海洋少年団
日本ボーイスカウト 札幌地区委員会
ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団 体 名
北海道高等学校PTA連合会
札幌市私立幼稚園連合会
北海道私立専修学校各種学校連合会
北海道私立中学高等学校協会
札幌地区ラジオ体操連盟
札幌地方検察庁
札幌保護観察所
札幌少年鑑別所
札幌法務局人権擁護部
札幌人権擁護委員協議会
札幌家事調停協会
札幌市保護司会連絡協議会
札幌更生保護協会
札幌市青少年育成委員会連絡協議会
札幌市民生委員児童委員協議会
札幌市BBS会
心の里親会・奨学会
札幌市母子寡婦福祉連合会
札幌市老人クラブ連合会
札幌母子寮連合会
連合北海道札幌地区連合会
クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会
札幌市食品衛生協会
さっぽろ獣医師会
札幌公衆浴場商業協同組合
札幌美容協同組合
札幌理容協同組合
札幌クリーニング協同組合
公益社団法人北海道鍼灸柔整マッサージ師会
白石区ふるさと会
本府地区町内会連合会

団 体 名
中央地区町内会連合会
東北連合町内会
苗穂連合町内会
東地区連合町内会
豊水地区連合町内会
西創成親和会
曙地区連合町内会
山鼻町内会連合会
幌西地区連合町内会
大通地区町内会連合会
西連合町内会
南円山連合町内会
円山町内会連合会
桑園地区連合町内会
宮の森大倉山連合町内会
鉄西連合町内会
幌北連合町内会
北連合町内会
新川さくら並木連合町内会
新琴似連合町内会
麻生連合町内会
篠路茨戸連合町内会
屯田連合町内会
新琴似西連合町内会
太平百合が原連合町内会
拓北・あいの里連合町内会
鉄東地区連絡協議会
北光連合町内会
北栄連合町内会
栄西連合町内会
栄東連合町内会

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団 体 名
元町まちづくり連合会
伏古本町連合町内会
丘珠連合町内会
札幌地区自治連絡協議会
苗穂連合町内会
白石地区連合町内会
東白石地区町内会連合会
東札幌町内連合会
菊水町内会連絡協議会
北白石連合町内会
北東白石連合町内会
白石東地区町内会連合会
菊の里連合町内会
厚別中央町内会連合会
厚別南町内会連合会
厚別西町内会連合会
もみじ台自治連合会
青葉町自治連合会
厚別東町内会連合会
豊平地区町内会連合会
美園地区町内会連合会
月寒地区町内会連合会
平岸地区町内会連合会
中の島地区町内会連合会
西岡地区町内会連合会
東月寒地区町内会連合会
南平岸地区町内会連合会
福住地区町内会連合会
北野地区町内会連合会
清田中央地区町内会連合会
平岡地区町内会連合会

団 体 名
清田地区町内会連合会
里塚・美しが丘地区町内会連合会
澄川地区連合会
藻岩下地区連合会
真駒内地区連合会
藻岩地区町内会連合会
南沢地区町内会連合会
石山地区町内会連合会
芸術の森地区連合会
藤野地区町内会連合会
簾舞地区まちづくり連合会
定山溪連合町内会
八軒連合町内会
八軒中央連合町内会
琴似二十四軒地区連合町内会連絡会
山の手連合町内会
発寒北連合町内会
発寒連合町内会
西町連合町内会
西野地区連合町内会連絡協議会
手稲中央連合町内会
手稲鉄北連合町内会連絡協議会
前田地区連合町内会連絡協議会
新発寒地区連合町内会連絡協議会
富丘西宮の沢連合町内会連絡協議会
稲穂金山連合町内会連絡協議会
星置地区連合町内会連絡協議会
北海道警察
札幌市社会教育委員会（委員）
札幌市議会（副議長）
札幌市議会（財政市民委員）

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団 体 名
札幌市（市長）
札幌市（副市長）
札幌市（保健福祉局長）
札幌市（環境局長）

札幌市民憲章推進会議会則

(最近改正 平成 28 年 5 月 30 日)

(名称)

第 1 条 この会議は、札幌市民憲章推進会議という。

(目的)

第 2 条 この会議は、札幌市民憲章の周知を図り市民憲章が真に市民生活の中に融和し、より豊かな市民となるために適切な実践案を策定し、これを推進することを目的とする。

(構成)

第 3 条 この会議は、市内各団体の代表者をもって構成する。

2 構成員の補充は構成員 3 名以上の推薦により、常任委員会において決定し、議長が委嘱する。
ただし、職務上の異動の場合は、その後任者をあてる。

3 この会議は、第 1 項の規定にかかわらず、特に必要と認めた者を構成員とすることができる。

(役員)

第 4 条 この会議には、次の役員を置く。

議長 1 名 副議長 若干名 常任委員 若干名 監査委員 若干名

2 前項の役員は構成員の互選による。

3 役員に欠員を生じたときは、前項の規定により補充するものとする。

ただし、職務上の事由による場合は、前条第 2 項ただし書きの規定を準用する。

(役員の任期)

第 5 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 6 条 議長はこの会議を代表し会務を総理する。

2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 常任委員は議長及び副議長をたすけ、この会議の業務を処理する。

4 監査委員はこの会議の会計並びに業務の運営状況を監査する。

(顧問)

第 7 条 この会議に顧問を若干名おくことができる。

2 顧問は、総会の議決を経て議長が委嘱する。

(会議)

第 8 条 この会議に総会及び常任委員会を設ける。

(総会)

第 9 条 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、議長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 会則の改正に関すること。

- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めること。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、第4条第1項の役員をもって構成する。

- 2 常任委員会には、構成員の互選により、常任委員の中から委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 3 常任委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとし、委員長が招集する。
- 4 常任委員会は、次の事項を審議し、又は実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) この会議の運営の細部に関すること。

(会計)

第11条 この会議は、寄付金その他の収入をもって、この会議の運営及びこの会議の目的を達成するために必要な事業等を行うものとする。

(会計区分)

第12条 この会議の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 この会議に、周年行事の実施等に要する費用に充てるため、周年記念行事等特別会計を設置する。
- 3 周年行事等特別会計に属する現金は、同一年度内に限り一般会計に貸し付けることができるものとする。
- 4 前項による貸付は利息を付さないで行うことができるものとする。

(会計年度)

第13条 この会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門委員)

第14条 議長は、この会議の運営等につき必要と認めるときは、この会議に専門委員を置くことができる。

(事務局)

第15条 この会議の事務を処理するため、札幌市市民文化局内に事務局を置く。

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、議長が定める。

附 則

この会則は、昭和47年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。